

県南広域振興局長告示第103号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、遠野市土地改良区（遠野市）から役員の退任について次のとおり届出があった。

令和5年11月6日

県南広域振興局長 小 島 純

理事

菊 池 友 吾 遠野市松崎町松崎11地割2番地